**第3期大阪府がん対策推進計画に係るアクションプランの作成について**

資料５

1. **アクションプランについて**

　　・平成30年3月策定の「第3期大阪府がん対策推進計画」において、以下の通り、「第3期計画に基づく具体的な取組計画をアクションプランとして作成」としている。

|  |
| --- |
| 第１章　第３期計画の基本的事項  ３　計画の期間  ○　第３期計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度の６か年の計画とします。なお、中間年の平成32（2020）年度に、がん対策の進捗状況や府内のがんをめぐる状況変化等を踏まえ、点検・見直しを実施します。  ○　また、**第３期計画に基づく具体的な取組計画をアクションプランとして作成するとともに、当該年度の取組状況を大阪府がん対策推進委員会に報告のうえ、進捗管理に関するPDCAサイクルを実施し、アクションプランに反映するよう努めます。** |

1. **期間**

　　・第3期大阪府がん対策推進計画の計画期間である平成30（2018）年度から平成35（2023）年度の６か年を見据え、点検・見直しを実施する中間年の平成32（2020）年度までの具体的な取り組みについて、アクションプランとして作成する。

1. **内容**

　　・第3期大阪府がん対策推進計画の「第5章　個別の取組みと目標」に記載の各項目について、年度ごとの具体的な取組みを盛り込む。

　　・作成にあたっては、国の「がん対策推進基本計画　ロードマップ」（参考資料３参照）を参考とする。

1. **策定手順**

　　・（３）の項目ごとに、大阪府がん対策推進委員会の各部会において検討を行ったうえで、大阪府がん対策推進委員会において意見集約を行ったうえで、最終、府においてアクションプランとして作成する。（各部会での検討項目は資料２参照）

1. **策定スケジュール**

　　・平成30年12月～　各部会で検討

　　・平成31年 3月 大阪府がん対策推進委員会を開催

　　⇒　平成30年度中にアクションプランとして作成する。

1. **肝炎肝がん対策部会での検討について**
   * 資料７、資料８を参照